

## 条例指定NPO法人の外部評価結果の概要

### 1 法人の概要

名称	特定非営利活動法人古材文化の会		
主たる事務所の所在地	京都市東山区本町十七丁目354番地		
設立年月日	平成13年4月11日		
条例指定日	平成25年5月31日	認定日	平成25年7月10日
定款に記載された目的	次に掲げる事項を目的とする。 ・ 古建築及び古材の保存と活用を促進する。 ・ 伝統的木造建築文化と建築技能の継承と発展を図る。 ・ 資源と共存する持続可能な社会の実現を目指す。		
定款に記載された事業	<特定非営利活動に係る事業> ・ 再利用可能な木造建築の解体情報の収集及び解体材のストック並びに提供 ・ 木造建築の修復及び再生並びに古材活用方法等の助言・援助 ・ 木造建築及び部材の価値判定を含む調査・研究 ・ 伝統的木造建築の建築技術及び管理技術の調査・研究 ・ 伝統的木造建築及び建築資材の歴史と文化に関する調査・研究 ・ 木造建築に関する見学会・技能講習会・研究会の開催及び木造建築関連文化の振興と資源の有効利用に関する出版等による普及・啓発 ・ 持続可能な社会実現に向けた木材を始めとする天然資源の有効利用及び建築廃棄物の減量化・リユーズ・リサイクルの促進に関する普及・啓発 ・ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		
外部評価者	京都府立大学教授 宗田 好史氏		

### 2 外部評価結果の概要

<p>事業活動について、文化財マネージャー講座の修了生の仕事の質を上げるため、法人の活動の中核である民家・町家調査の方法の確立や、建物調査における専門家への意見聴取や建築についての十分な知見の習熟などが必要である。</p> <p>近年、会が取り組んでいる人材養成や建物の保存・活用の事業に加え、古材を再利用するという法人の原点である活動を継続するとともに、森林資源の問題や、林業や製材業といった産業にも関わり、活動範囲も広がった中で、社会的に発信する取組にも期待する。</p> <p>また、行政に対して積極的に提言するとともに、様々な分野の市民活動団体との連携も必要である。</p>
---

### 備考（審査委員会のコメント）

<p>伝統的な木造建築への関心が高まる中、今後、どのように活動の幅を広げていくかということが重要である。条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットを活かし、活動基盤の強化を図るとともに、社会的にも認知が得やすくなる点を活かして、古材文化の普及はもとより、活動の幅を社会的に広げていくことを期待する。</p>
---